

建設系産業廃棄物の 不適正処理防止に向けて

宮城県廃棄物対策課
不法投棄対策班



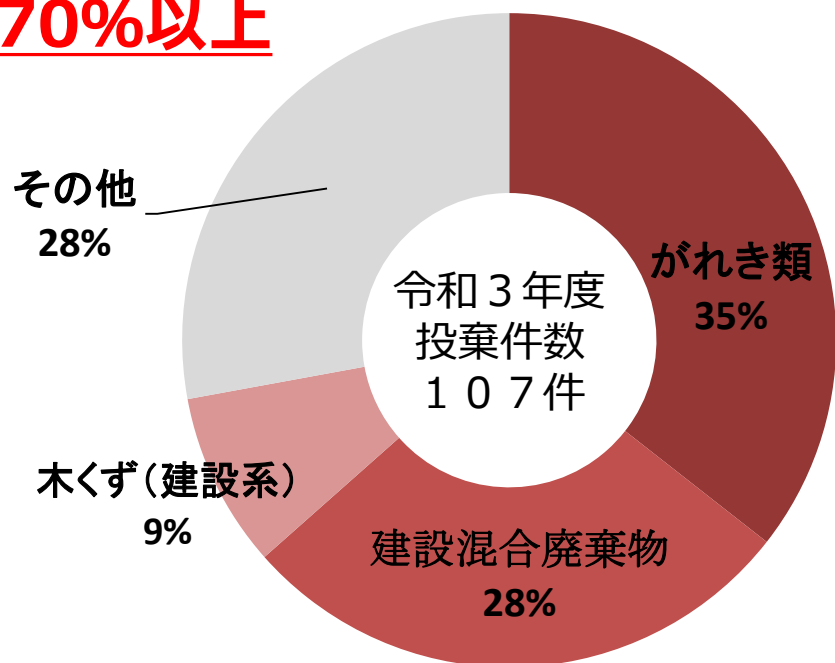
©宮城県・旭プロダクション

■ 建設系産廃の不法投棄状況

- 10t以上の不法投棄件数及び投棄量に占める建設系産廃の割合

投棄件数

70%以上

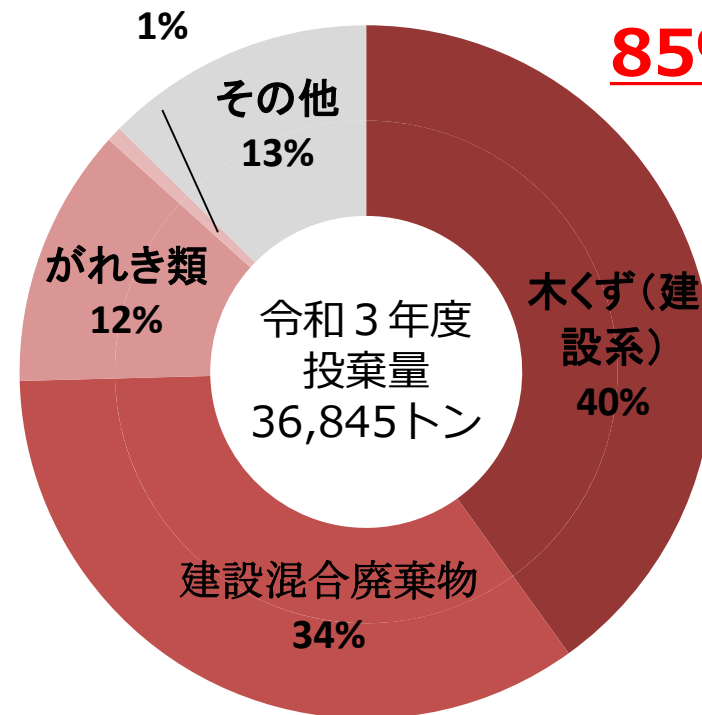


投棄量

85%以上

廃プラ類(建設系)

1%



⇒不法投棄されるものの過半数が建設系産業廃棄物

■ 建設工事で出る廃棄物は適正に処理しましょう

● 下記のような行為は、廃棄物処理法違反の可能性があります

【元請業者の場合】

・ 下請業者に、工事～産廃運搬・処分をまとめて委託
⇒産廃の処理一式（収集運搬・処分）を委託する場合、産廃収集運搬業・処分業両方の許可を持つ業者と書面契約が必要。書面以外の契約（口頭、無契約）、無許可又はどちらかの許可しか有さない業者への委託は、委託基準違反になる。
なお、建設工事の一括下請負は、建設業法で禁止されている。

・ 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」）を下請けに渡し、自分名義で書類を作っておくように頼んだ
⇒マニフェストは、産廃の処理委託時に、廃棄物と同時に引き渡すもの。元請業者が自らマニフェストを渡さない場合、マニフェスト交付義務違反になる。

■ 建設工事で出る廃棄物は適正に処理しましょう

- 下記のような行為は、廃棄物処理法違反の可能性があります

【下請業者の場合】

- ・ 元請業者から工事～産廃運搬・処分をまとめて受託
⇒産廃収集運搬業許可がない下請業者が産廃の運搬を受託すると、無許可営業となる。許可があっても、書面契約が必要。
- ・ 受託した廃棄物の運搬・処理を他者に再委託した
⇒受託した産廃の運搬・処分の再委託は、原則禁止されている。再委託は事前に元請業者（委託元）の承諾を書面で得た場合等限られた場合のみ認められるもの。再委託可能な場合に該当しなければ、再委託基準違反になる可能性がある。



■ 廃棄物処理法違反への罰則、処分

(1) 刑事罰

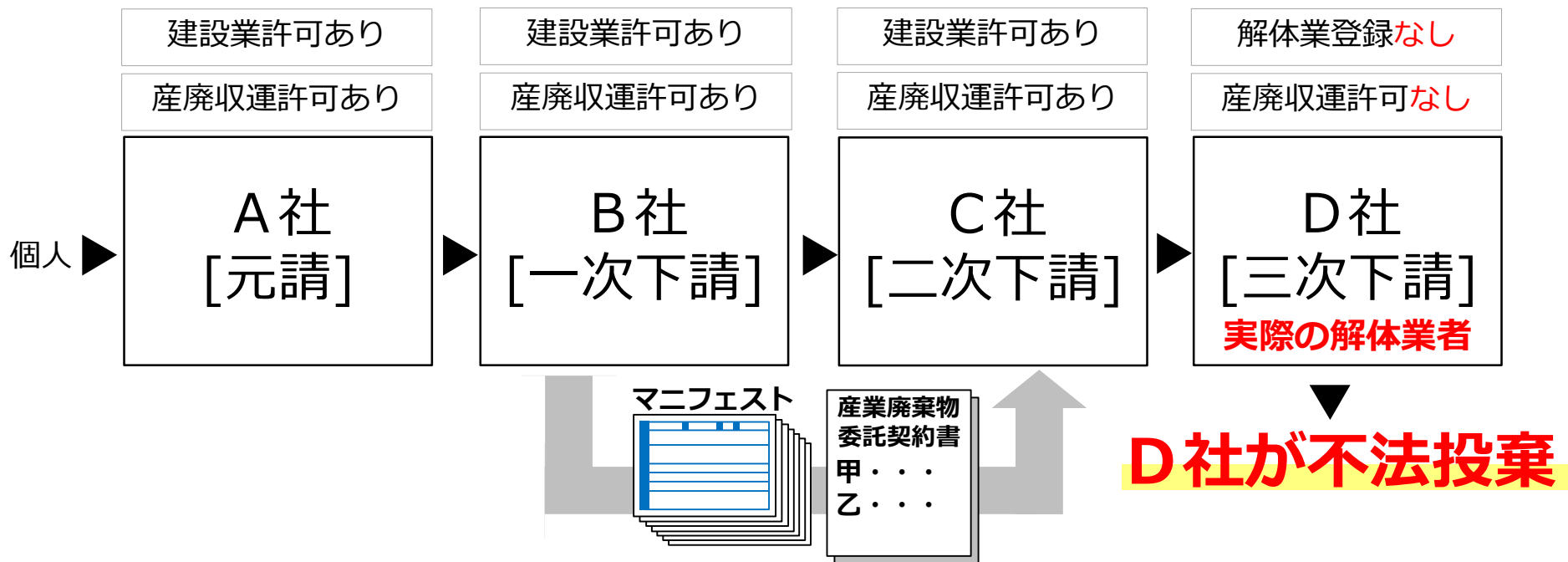
- ・ 廃棄物処理法の罰則規定に基づき、罰金刑、懲役刑などが科される可能性がある。
- ・ 警察の捜査や裁判を受けることになる。

(2) 廃棄物処理法による行政処分

- ・ 違反に応じて、産廃処理業許可事業の停止や許可の取消処分を受ける可能性がある。
- ・ 廃棄物処理法違反により、建設業許可についても事業停止等の処分が科される場合がある。



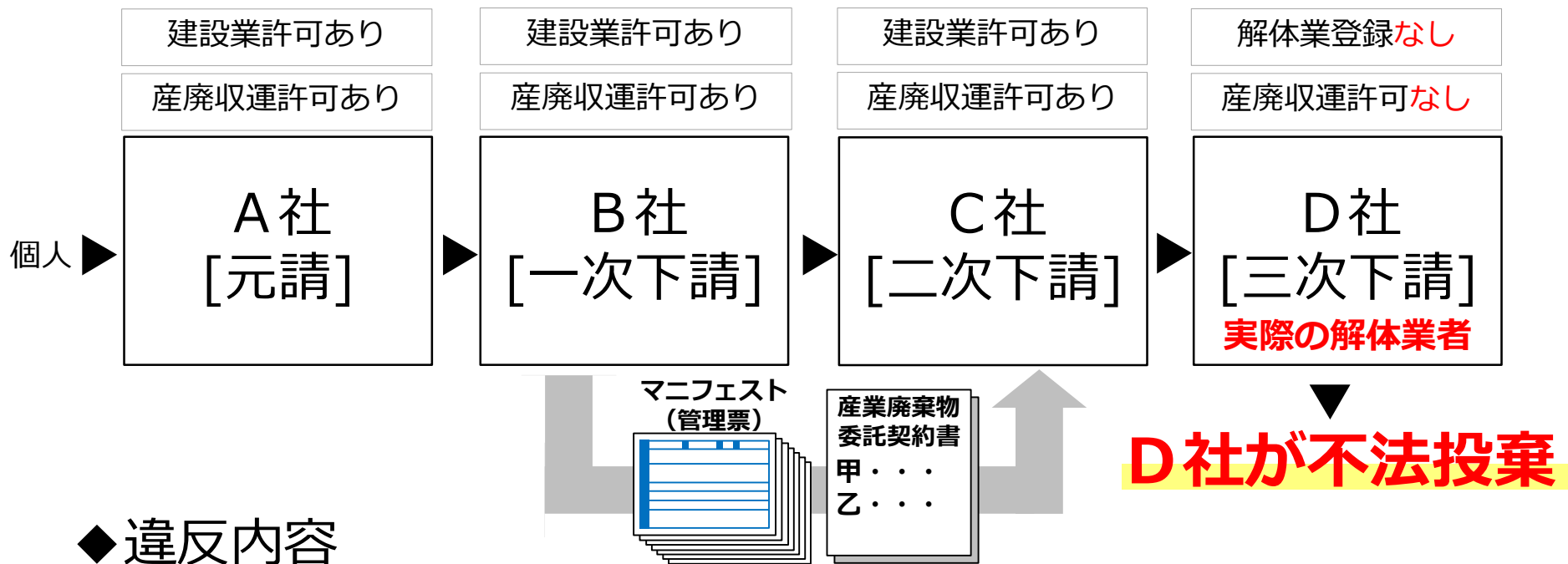
■ 解体工事の丸投げが不法投棄になった事案



◆ 請負業務内容

(A社→B社、B社→C社、C社→D社は全て同じ業務)
「解体工事」、「解体で発生した建設廃棄物処分」まで
全てお願いします。 ⇒ 「一括下請負」

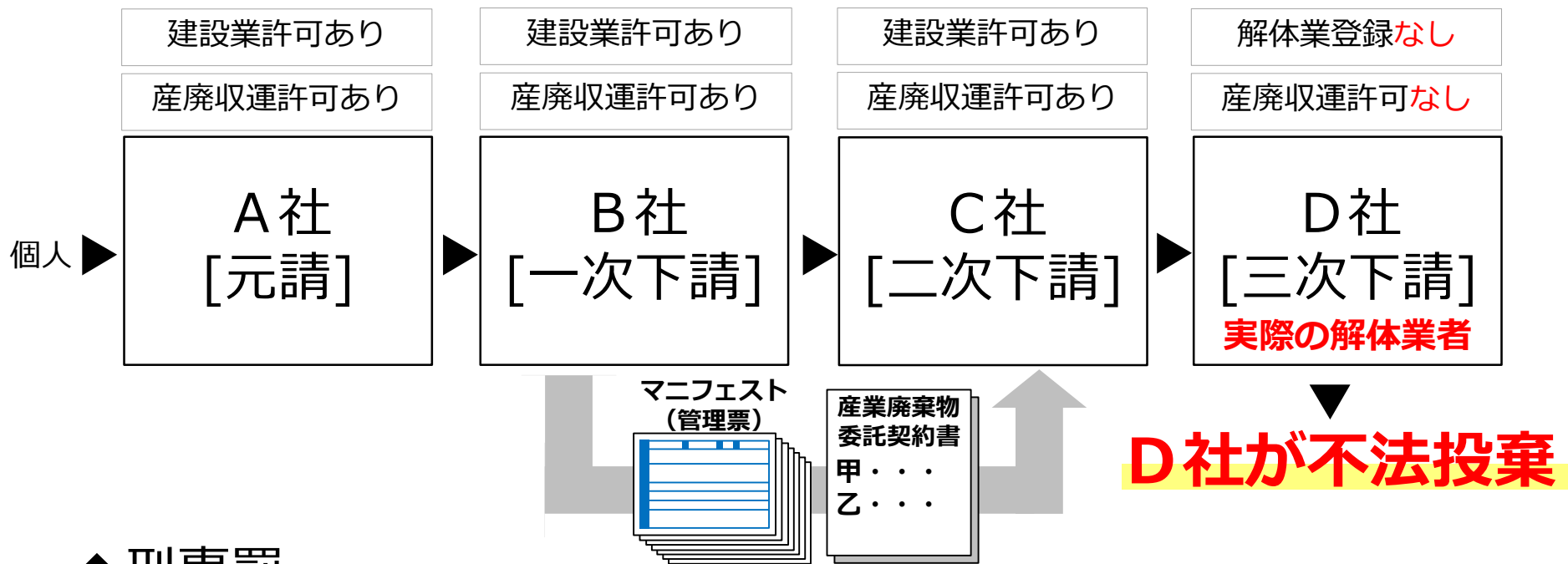
■ 解体工事の丸投げが不法投棄になった事案



◆ 違反内容

A社	B社	C社	D社
<ul style="list-style-type: none"> ▶ マニフェストを交付しなかった。 ▶ 産廃処理の委託契約を書面で行わなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 元請A社に事前の書面承諾なしにC社に運搬を再委託した。 ▶ 管理票の排出事業者名にB社を記載した。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 元請A社に事前の書面承諾なしにC社に運搬を再委託した。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 不法投棄 ▶ 収集運搬業許可なしに他人の廃棄物を運搬
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 委託基準違反 ▶ 管理票交付義務違反 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再委託禁止違反 ▶ 管理票虚偽記載 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 再委託禁止違反 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 不法投棄 ▶ 無許可営業

■ 解体工事の丸投げが不法投棄になった事案

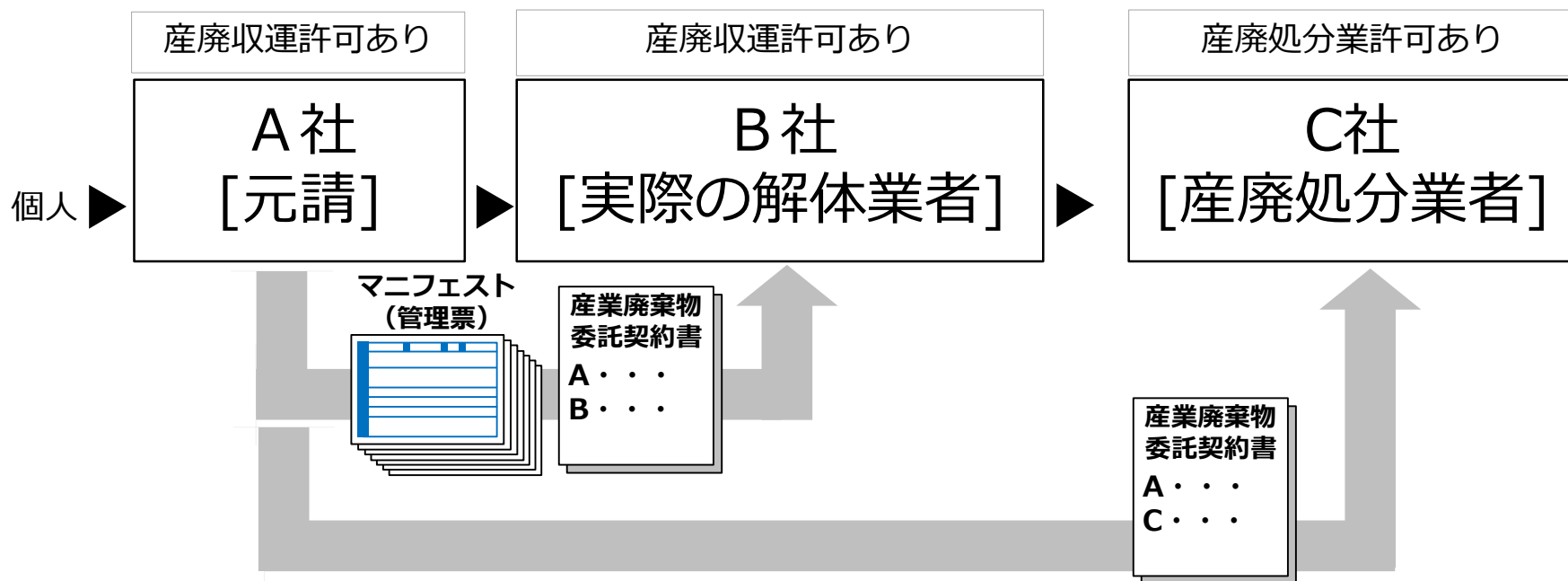


◆ 刑事罰

A社	B社	C社	D社
委託基準違反 管理票交付義務違反	再委託禁止違反	再委託禁止違反	不法投棄
A社 罰金刑 50万円	B社 罰金刑 50万円	B社 罰金刑 50万円	D社役員個人 罰金刑 70万円

A社・B社・C社は欠格要件に該当し、産廃収運許可が取消

■ 解体業務をどのように下請したらよいの？



元請業者は、「実際に廃棄物を運搬する下請業者」と廃棄物を収集運搬する委託契約を締結し、マニフェストを交付し、交付したマニフェスト（A票、B2票、D票、E票）は5年保存しましょう。

元請業者は、廃棄物の発生から処分までの状況を管理しましょう

■ 参考資料



三重県ホームページ

「マンガでよくわかる！解体工事（元請編）」

「マンガでよくわかる！解体工事（下請・収集運搬業者編）」

<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0012900127.htm>